

令和7年度鳥取県公立学校における1人1台端末の整備（Chromebook） 公募型プロポーザル選考実施要領

鳥取県内公立学校における1人1台端末（Chromebook）の更新・整備について、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）によって下記のとおり受託者を選考する。

記

1 業務の概要

- (1) 業務の名称 令和7年度鳥取県公立学校における1人1台端末の整備（Chromebook）
- (2) 業務の内容 別添1「令和7年度鳥取県GIGAスクール端末整備（Chromebook）仕様書」（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 調達自治体 米子市、若桜町、八頭町、大山町、日野町、米子市日吉津村中学校組合

2 参加資格要件

本件公募型プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 次の（ア）から（カ）までに掲げるいずれかの要件を満たしていること。
 - （ア）令和3年鳥取県告示第457号に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が文具・事務用機器類の事務・OA機器に登録されている者であること。
 - （イ）令和5年米子市告示第204号に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が文具・紙・事務用機器類の事務用機器類に登録されている者であること。
 - （ウ）令和5・6年度に若桜町が行う物品・役務の競争入札に参加する資格を有するとともに、その業種区分が文具・事務用機器類の事務・OA機器に登録されている者であること。
 - （エ）令和5・6年度に八頭町が行う物品・役務の競争入札に参加する資格を有するとともに、その業種区分が電子計算機類に登録されている者であること。
 - （オ）令和4・5・6年度に大山町が行う物品・役務の競争入札に参加する資格を有するとともに、その業種区分が文具・事務用機器類の事務・OA機器に登録されている者であること。
 - （カ）令和5・6、又は令和6・7年度に日野町が行う物品・役務の競争入札に参加する資格を有するとともに、その業種区分が文具・事務用機器類の事務・OA機器に登録されている者であること。
- ウ 本件調達の公告日から本件業務のプレゼンテーションの日までの間のいずれの日においても、鳥取県及び1の（3）に掲げる調達自治体における指名停止措置を受けていない者であること。
- エ 本件調達の公告日から本件業務のプレゼンテーションの日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- オ 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- カ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

- ア 各構成員は、（1）のア、ウ及びエの要件を全て満たしていること。
- イ 構成員の1以上の者が（1）のイ及びオの要件を満たしていること。
- ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

- エ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
- オ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。
 - (ア) 目的
 - (イ) 名称
 - (ウ) 事業所の所在地
 - (エ) 成立の時期及び解散の時期
 - (オ) 構成員の住所及び名称
 - (カ) 代表者の名称
 - (キ) 代表者の権限
 - (ク) 運営委員会
 - (ケ) 構成員の責任
 - (コ) 取引金融機関
 - (サ) 権利義務の譲渡の制限
 - (シ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置
 - (ス) 構成員の除名
 - (セ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置
 - (ソ) 代表者の変更
 - (タ) 解散後の契約不適合責任
 - (チ) その他必要な事項

3 評価委員会の設置

- (1) 別添2「令和7年度鳥取県公立学校における1人1台端末の整備（Chromebook）公募型プロポーザル受注者選定評価要領」（以下「評価要領」という。）に基づき、企画提案書を評価するため、「令和7年度鳥取県公立学校における1人1台端末の整備（Chromebook）公募型プロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を設置する。
- (2) 評価委員会は5名で構成する。
- (3) 評価に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

4 選定方法

- (1) 評価方法
 - 各評価委員が（2）に基づき、個別に評価採点し、事務局が集計した結果をもとに、全評価委員による協議を行って最優秀提案者を選定し、最優秀提案者以外の者についても順位付けを行う。詳細は、評価要領による。
- (2) 評価項目
 - 評価委員（5名）は、企画提案書等を書類評価、提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答により評価する。詳細は、評価要領による。
- (3) 評価結果の通知・公表
 - ア 評価結果の通知は、令和7年3月31日（月）に文書で提案者全員に通知し、その概要をインターネットの鳥取県教育センターのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kyoikucenter/>）で公表するものとする。
 - イ 通知の内容のうち評価結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者

名については、最優秀提案者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。

ウ 公表の内容のうち評価結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最優秀提案者のみ記載するものとする。

5 参加申込書等の提出

(1) 書類の提出先及び問合せ先

鳥取県GIGAスクール推進協議会事務局
〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201
鳥取県教育センター教育DX推進課内
電話 0857-28-2387
電子メール kyoikucenter@pref.tottori.lg.jp

(2) 実施要領等の交付

令和7年2月10日(月)から同月21日(金)までの間にインターネットの鳥取県教育センターのホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kyoikucenter/>)から入手するものとする。

(3) 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加を表明する者は、あらかじめ(1)の場所へ電話連絡の上、参加申込書その他必要な書類を令和7年2月21日(金)午後5時までに提出すること。

ア 参加申込書の提出部数は1部とし、単独企業にあつては様式第1-1号及び第2-1号を、共同企業体にあつては様式第1-2号及び第2-2号を提出すること。

イ 共同企業体にあつては、本件業務に係る共同企業体協定書を作成し、参加申込書等の提出時に、協定書の副本を1部提出すること(共同企業体協定書(別紙参考様式)を参照のこと。)

なお、参加申込書等の提出時までに協定締結ができない場合は、構成員間で協定を締結する旨がわかる書類を提出することとし、令和7年3月14日(金)正午までに協定書の副本を1部提出すること。

6 企画提案書等作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

ア 本プロポーザル参加希望者は、参加申込書提出の後、別添3令和7年度鳥取県公立学校における1人1台端末の整備(Chromebook)公募型プロポーザル提出書類作成要領(以下「提出書類作成要領」という。)に基づき、企画提案書等を作成すること。

(2) 企画提案書等の提出方法、提出期限及び提出物

ア 提出方法

紙及び電子媒体で提出し、持参又は郵送によること。なお、郵便等による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。

イ 提出期限及び提出場所

(ア) 提出期限

令和7年3月14日(金)正午まで。郵送等の場合は、令和7年3月14日(金)正午までに5の(1)に必着のこと。ただし、企画提案書等の受領期間は、5の参加申込書の提出の日から令和7年3月14日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとし、最終日は正午までとする。

(イ) 提出場所 5の(1)に記載する場所

ウ 提出物及び提出部数

次に示す提出物を必要部数調製し、提出すること。

提出物	提出部数	
(ア) 企画提案書提出書 (様式第3号)	社名及び代表者印有	紙1部
(イ) 企画提案書 ※1 (様式は自由)	社名及び代表者印有	紙1部
		電子ファイル ※2
	社名及び代表者印無	紙5部
		電子ファイル ※2
(ウ) 納入実績調書 (様式第4-1号又は第4-2号)	社名及び代表者印有	紙1部
(エ) 見積書 (様式第6号)	社名及び代表者印有	紙1部
(オ) 見積内訳書 (様式第7号)	社名及び代表者印有	紙1部
(カ) 仕様項目対応表 (様式第8号)	社名及び代表者印有	紙1部

※1 企画提案書は1部を除き、社名、社印その他社名が特定されるような記述は、表紙だけでなく、全ページにわたって一切記載しないこと。

※2 電子ファイルはPDF形式 (ファイル内文字検索が可能なこと) とし、同ファイルを保存した電子媒体に社名を記載し提出すること。

(3) 企画提案書等の無効

次に掲げるいずれかに該当する企画提案書等は無効とする。

ア 2の参加資格要件を満たさない者が提出したもの又は虚偽の記載がなされたもの

イ 「提出書類作成要領」に示す要件を満たしていないもの。ただし、正当な理由があると認められる場合についてはこの限りでない。

(4) 提案者の失格

評価委員又はその予定者に対し、本プロポーザルに関し働きかけを行った者は失格とする。

(5) 著作権の取扱い

ア 4(1)により最優秀提案者に選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約締結時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては、提案者に帰属するものとする。

イ 4(1)により最優秀提案者に選定されなかった者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属する。

ウ 委託者は提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(6) 企画提案書の取扱い

企画提案書は、原則として返却しない。

なお、委託者に提出された書類は鳥取県情報公開条例 (平成12年鳥取県条例第2号) に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが提出者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。

(7) 企画提案書等作成に関する質疑応答

企画提案書等の作成に当たり質問がある場合は、質問書 (様式第5号) を作成し、電子メールにより令和7年2月28日 (金) 午後5時までに5(1)の場所に提出することとし、原則として訪問、電話またはファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

なお、電子メールにより質問する場合は、件名に「令和7年度鳥取県公立学校における1人1台端末の整備（Chromebook）について」と記載すること。

また、質問及び回答については、令和7年3月7日（金）午後5時までにインターネットの鳥取県教育センターのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kyoikucenter/>）で公開する。

7 プレゼンテーションの実施

(1) 日時及び場所

企画提案書等の内容について評価を行うため、次に掲げる日時及び場所において、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

令和7年3月25日（火）もしくは26日（水）（開催場所、開始時間等は別途連絡する。）

(2) 参加資格

ア 5（3）により本プロポーザルへの参加を表明した者。ただし、参加申込者が多数（8者以上）の場合には必要に応じて書類評価により提案者の選抜を行う。

イ 2の参加資格要件を満たす者であって、6（3）の企画提案書等の無効要件に該当しない企画提案書等を提出し、かつ6（4）の提案者の失格要件に該当しない者とする。

(3) その他

ア プレゼンテーションは20分以内とする。プレゼンテーション終了後は、評価委員からの質疑応答時間を10分設ける。

イ その他、プレゼンテーションの実施に係る詳細について、必要に応じて事務局が別途連絡する。

8 契約に関する事項

(1) 4（1）により最優秀提案者として選定された者と1（3）の調達自治体は、契約締結の協議を行い、見積書を徴して、各調達自治体の規則に則り、それぞれ契約を締結するものとする。

この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、4（1）により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

なお、当該契約が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び各調達自治体の条例に規定する議会の議決に付すべき規定に該当する場合には、当該自治体の議会の議決を得たときに契約が成立するため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

(2) 暴力団の排除

契約の相手方（以下「受託者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に委託者が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を委託者に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

- (イ) 暴力団員を雇用すること。
- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

9 全体スケジュール

- (1) 令和7年2月10日(月) 県ホームページ掲載(公募開始)
- (2) 令和7年2月21日(金) 参加申込書提出期限
- (3) 令和7年2月28日(金) 企画提案書等作成に関する質問期限
- (4) 令和7年3月14日(金) 正午 企画提案書提出期限
- (5) 令和7年3月18日(火) 評価委員会案内送付
- (6) 令和7年3月25日(火) もしくは26日(水) 評価委員会開催(プレゼンテーション実施)
- (7) 令和7年3月31日(月) 評価結果の通知・契約協議開始

10 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する一切の経費は、参加申込者の負担とする。
- (2) 各調達自治体において、本業務に係る予算が成立しなかった場合は、本プロポーザルを中止し、その旨を参加申込書等を提出した者に通知する。